

## 技術基準との整合確認書

規格番号 : JIS C 3667 : 2021

規格名 : 定格電圧 1 kV~30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.1	箇条 4 電圧及び材料 4.1 定格電圧 交流システムにおいて、ケーブルの定格電圧は、ケーブルを使用する系統の公称電圧以上でなければならない。 直流システムにおいて、その系統の公称電圧は、ケーブルの定格電圧の 1.5 倍以下とする。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.1 7.1.1 7.2 7.2.1 7.5 7.5.1	箇条 7 多心ケーブルのより合わせ、内部カバリング、介在物及び線心の識別 7.1 内部カバリング及び介在物 7.1.1 構造 内部カバリングは、押し又はテープ巻きとする。 7.2 定格電圧 0.6/1 kV ケーブル 7.2.1 一括金属層をもつケーブル ケーブルは、線心より合わせ上に内部カバリングを施す。 7.5 接地線 7.5.1 導体 導体は、次による。 a) 単線は、断面積が 2.5 mm <sup>2</sup> 以上の軟銅線とする。 b) 同心より線は、断面積が 2.5 mm <sup>2</sup> 以上の軟銅より線、可とうより線は、断面積が 0.75 mm <sup>2</sup> 以上の軟銅可とうより線とする。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3667：2021

規格名：定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

				箇条13 13.1 箇条16 16.9 16.9.2 箇条18 18.7 18.7.2	箇条13 シース 13.1 一般 全てのケーブルには、シースを施す。 箇条16 抜取試験 16.9. エチレンプロピレンゴム (EPR)、硬質エチレンプロピレンゴム (HEPR) 及び架橋ポリエチレン (XLPE) の絶縁体並びにエラストマ系シースのホットセット試験 16.9.2 要求事項 試験結果は、要求事項に適合しなければならない 箇条18 形式試験 18.7 高温での絶縁体及び非金属シースの加熱変形試験 18.7.2 要求事項 くぼみの値の中央値は、3個の試料片を採って測定し、試験片の厚さの平均値の50%以下でなければならない	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.1.1 7.2 7.2.1 7.5	箇条7 多心ケーブルのより合わせ、内部カバリング、介在物及び線心の識別 7.1 内部カバリング及び介在物 7.1.1 構造 内部カバリングは、押し又はテープ巻きとする。 7.2 定格電圧0.6/1 kVケーブル 7.2.1 一括金属層をもつケーブル ケーブルは、線心より合わせ上に内部カバリングを施す。 7.5 接地線	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3667：2021

規格名：定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

				7.5.1	7.5.1 導体 導体は、次による。 a) 単線は、断面積が2.5 mm <sup>2</sup> 以上の軟銅線とする。 b) 同心より線は、断面積が2.5 mm <sup>2</sup> 以上の軟銅より線、可とうより線は、断面積が0.75 mm <sup>2</sup> 以上の軟銅可とうより線とする。
				箇条13	箇条13 シース
				13.1	13.1 一般 全てのケーブルには、シースを施す。
				箇条16	箇条16 抜取試験
				16.9	16.9. エチレンプロピレンゴム (EPR)、硬質エチレンプロピレンゴム (HEPR) 及び架橋ポリエチレン (XLPE) の絶縁体並びにエラストマ系シースのホットセット試験
				16.9.2	16.9.2 要求事項 試験結果は、要求事項に適合しなければならない
				箇条18	箇条18 形式試験
				18.7	18.7 高温での絶縁体及び非金属シースの加熱変形試験
				18.7.2	18.7.2 要求事項 くぼみの値の中央値は、3個の試料片を採って測定し、試験片の厚さの平均値の50%以下でなければならない
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性	■該当 □非該当	箇条7  7.5	箇条7 多心ケーブルのより合わせ、内部カバリング、介在物及び線心の識別  7.5 接地線

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3667：2021

規格名：定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

		<p>を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。</p>		<p>7.5.2</p> <p>箇条20 20.2</p>	<p>7.5.2 接地線である旨の表示</p> <p>被覆を施してあるものは、被覆の厚さが接地線の線心以外の線心の絶縁体の厚さの70%を超え、かつ、導体の太さが接地線の導体以外の導体の太さの80%を超える場合又は接地線の線心が2本以上の場合は、いずれかの方法によって接地線である旨を表示する。</p> <p>箇条20 ケーブル及び包装の表示</p> <p>20.2 包装の表示</p> <p>包装の表示は、荷札などに次の事項を表示する。</p> <p>a) 種類又は記号</p> <p>b) 製造業者名又はその略号</p>	
<p>第 四 条</p>	<p>供用期間中における安全機能の維持</p>	<p>電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。</p>	<p>■該当</p> <p>□非該当</p>	<p>箇条13 13.2</p> <p>箇条18 18.5 18.5.5</p>	<p>箇条13 シース</p> <p>13.2 材料</p> <p>シースは、熱可塑性コンパウンド（塩化ビニル、ポリエチレン又はハロゲンフリー）又はエラストマ系コンパウンド（クロロプレン、クロロスルホン化ポリエチレン及び類似ポリマー）とする。</p> <p>ハロゲンフリーシース材料は、火災に遭ったときの耐延焼性、低発煙性及びハロゲンフリーの特性をもつケーブルに用いる。</p> <p>箇条18 形式試験（非電気試験）</p> <p>18.5 完成品ケーブルの追加老化試験</p> <p>18.5.5 要求事項</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3667：2021

規格名：定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

					老化前後の引張強さ及び伸びの中央値の変化率、エアオープンによる老化後、絶縁体の場合、非金属シースの場合それぞれ決められた規定値以内でなければならない。なお、変化率の規定のない材料については、老化後の最小値を満足しなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.1	箇条9 金属遮蔽 9.1 構造 遮蔽材料を選定する場合は、機械的安全及び電気的安全の観点から、腐食についても特別な配慮を施す。	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 箇条7 7.1 7.1.2 箇条16 16.5	箇条6 絶縁体 6.1 材料 絶縁体は、規定する絶縁用コンパウンドの材料の一つで押し出した、絶縁体とする。 箇条7 多心ケーブルのより合わせ、内部カバリング、介在物及び線心の識別 7.1 内部カバリング及び介在物 7.1.2 材料 内部カバリング及び介在物の材料は、ケーブルの使用温度に耐えるものであり、かつ、絶縁体の材料と互いに悪影響を及ぼさないものとする。 箇条16 抜取試験 16.5 絶縁体及び非金属シースの厚さの測定（押出セパレ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3667：2021

規格名：定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

				16.5.2	ーションシースを含み、押出内部カバリングは含まない。) ) 16.5.2 絶縁体への要求事項 各線心試料は、測定値の平均が、標準厚さ以上とする。また、絶縁体厚さの最小値は、標準厚さの90%から0.1 mmを減じた値以上でなければならない。	
				16.5.3	16.5.3 非金属シースへの要求事項 非金属シースの測定最小厚さは、標準厚さの80%から0.2 mmを減じた値以上でなければならない。	
第七 条 第1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条16 16.5.2 16.5.3	箇条16 抜取試験 16.5.2 絶縁体への要求事項 各線心試料は、測定値の平均が、標準厚さ以上とする。また、絶縁体厚さの最小値は、標準厚さの90%から0.1 mmを減じた値以上でなければならない。 16.5.3 非金属シースへの要求事項 非金属シースの測定最小厚さは、標準厚さの80%から0.2 mmを減じた値以上でなければならない。	
第七 条 第2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条16 16.5.2 16.5.3	箇条16 抜取試験 16.5.2 絶縁体への要求事項 各線心試料は、測定値の平均が、標準厚さ以上とする。また、絶縁体厚さの最小値は、標準厚さの90%から0.1 mmを減じた値以上でなければならない。 16.5.3 非金属シースへの要求事項	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3667：2021

規格名：定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

					非金属シースの測定最小厚さは、標準厚さの80%から0.2 mmを減じた値以上でなければならない	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.3 15.3.5  17.3 17.3.2	箇条15 出荷試験 15.3 耐電圧試験 15.3.5 要求事項 試験中に絶縁破壊してはならない。 17.3.4 時間耐電圧試験 17.3.2 要求事項 絶縁破壊してはならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.2      18.14 18.14.1	箇条13 シース 13.2 材料 シースは、熱可塑性コンパウンド（塩化ビニル、ポリエチレン又はハロゲンフリー）又はエラストマ系コンパウンド（クロロプレン、クロロスルフォン化ポリエチレン及び類似ポリマー）とする。 ハロゲンフリーシース材料は、火災に遭ったときの耐延焼性、低発煙性及びハロゲンフリーの特性をもつケーブルに用いる。特殊用途のため、シースに、例えば、防ぎ（蟻）剤のような化学物質を添加してもよい。ただし、人及び環境に有害な物質は使用してはならない。 18.14 難燃試験 18.14.1 一条ケーブルの難燃試験 試験方法及び要求事項は、JIS C 3665-1-1:2007及びJIS C	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3667：2021

規格名：定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

				18.14.2	3665-1-2:2007による。 18.14.2 多条ケーブルの難燃試験 試験方法及び要求事項は、IEC 60332-3-24:2000による。	
				18.14.3	18.14.3 発煙濃度試験 試験方法及び要求事項は、IEC 61034-2:1997による。	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.2	箇条4 電圧及び材料 4.2 絶縁用コンパウンドの導体最高許容温度は規定の表にある値以下でなければならない。	
第十一條第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.1 箇条16 16.5.2 16.5.3	箇条13 シース 13.1 一般 全てのケーブルには、シースを施す。 箇条16 抜取試験 16.5.2 絶縁体への要求事項 各線心試料は、測定値の平均が、標準厚さ以上とする。また、絶縁体厚さの最小値は、標準厚さの90%から0.1 mmを減じた値以上でなければならない。 16.5.3 非金属シースへの要求事項 非金属シースの測定最小厚さは、標準厚さの80%から0.2 mmを減じた値以上でなければならない。	
第十一條	機械的危険源	2 電気用品には、通常起こり得る外部から	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条13	箇条13 シース	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3667：2021

規格名：定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

条第 2 項	による危害の防止	の機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	13.1  箇条16 16.5.2  16.5.3	13.1 一般 全てのケーブルには、シースを施す。  箇条16 抜取試験  16.5.2 絶縁体への要求事項 各線心試料は、測定値の平均が、標準厚さ以上とする。また、絶縁体厚さの最小値は、標準厚さの90%から0.1 mmを減じた値以上でなければならない。  16.5.3 非金属シースへの要求事項 非金属シースの測定最小厚さは、標準厚さの80%から0.2 mmを減じた値以上でなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当が妥当と考える。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3667：2021

規格名：定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

						非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.1	箇条4 電圧及び材料 4.1 定格電圧 適用するケーブルの定格電圧は、ケーブルが使われている系統の使用条件に適合する必要がある	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3667：2021

規格名：定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3667：2021

規格名：定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、雑音を発生する要因がないため、非該当が妥当と考える。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条20 20.1  20.2	箇条20 ケーブル及び包装の表示  20.1 ケーブルの表示 ケーブルの表示は、適切なところに容易に消えない方法で、次の事項を連続して表示する。 a) IEC規格に準拠した仕様の製品である旨（例えば、IEC） b) 製造業者名又はその略号  20.2 包装の表示 包装の表示は、荷札などに次の事項を表示する。 a) 種類又は記号 b) 製造業者名又はその略号	
第二十条 条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えな	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3667：2021

規格名：定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

		<p>い方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	—	—
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やす</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 3667：2021

規格名：定格電圧 1 kV～30 kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧 0.6/1 kV のケーブル

		<p>い箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	—	—